

在留邦人向け安全対策マニュアル

I 防犯の手引き

1. 基本的な心構え P 3
2. 当地での生活に必要な法律知識 P 4
3. 防犯上の基本的注意事項 P 5
4. 交通事故対策 P 11
5. 邦人が中国で亡くなった場合には P 12
6. 病気となった場合に備えて P 16

II 緊急事態への対応について

1. 緊急事態とは P 16
2. 平時の心構え P 16
3. 緊急時の情報収集等 P 17
4. マニュアルの準備 P 22

III 緊急連絡先 P 22

在広州日本国総領事館

令和5年2月

在留邦人向け安全対策マニュアル

令和5年2月
在広州日本国総領事館

はじめに

当館は、広東省、福建省、海南省及び広西壮族自治区（一般的に華南地区と呼ばれています）の3省1自治区を管轄しています。

この「在留邦人向け安全対策マニュアル」は、当館管轄地域を訪れ、滞在される邦人の皆様方に安全な生活を送っていただけるよう作成したものです。

本マニュアルの構成は、大きく分けて、事件・事故等の各種トラブルから身を守るための心構えや注意事項を記した「Ⅰ 防犯の手引き」、緊急事態発生時における対処方法等を記した「Ⅱ 緊急事態への対応について」となっています。

在留邦人の皆様方が当地で安全な生活を送っていただくための一助として、本マニュアルをご活用していただければ幸いです。

なお、最新の安全情報や新型コロナウイルス感染症関連情報等は、当館にお問い合わせいただくか、当館ホームページ（https://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）にてご確認ください。

I 防犯の手引き

1. 基本的な心構え

(1) 自分のことは自分で守る

日本は他の国と比べて比較的治安が良いことから、日本人は海外での安全意識が十分でないとの指摘があります。海外で直面する様々な危険から身を守り、安全な生活を送るためには、自分と家族の安全は自分達自身で守るとの自覚が何よりも大切です。

(2) 備えあれば憂いなし（予防が最良の危機管理）

日頃から起こりうる事件・事故等の可能性を想定し、予防するためにはどうすれば良いのか、巻き込まれた場合にはどのように対処すれば良いのか、ということ等を常に考えておく必要があります。

(3) 安全対策の3原則

海外で生活する上では、安全対策の3原則「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」を遵守することが重要です。日本での行動形態や生活様式をそのまま海外に持ち込むと、本人が意識していないにも関わらず周囲から目立ってしまい、自らを危険にさらすことになる場合があります。

(4) 住居の安全確保

生活の基盤である住居の安全が確保されなければ、海外では安心して活動できません。安全面を十分考慮した住居選びを心掛けるとともに、入居後も労をいとわず安全の確保に努めましょう。

(5) 情報ネットワークの構築

安全のための情報収集は、海外で生活する上で非常に重要です。日頃から新聞やテレビ、インターネット等で積極的に情報収集を行うとともに、近所、地域社会と良好な関係を構築し、お互いに情報を共有するよう心掛けましょう。

(6) 心と体の健康管理

外国での生活は、自分が想像している以上に心身の負担が大きくなります。ストレスがたまると、時として冷静な判断ができないこともあります。ストレスをためないよう、日頃から心と体の健康には十分留意しましょう。

2. 当地での生活に必要な法律知識

外国で生活するに当たっては、法令遵守の精神とともに、滞在国の法律に関する知識が必要となります。「法律を知らなかった」というのは抗弁の根拠となりません。詳細な法律上の問題については弁護士に相談することも必要になるでしょうが、ここでは、中国に滞在する上で注意を要する法律の該当条文を抜粋しました（条文は参考までに当館が作成した仮訳です）。

なお、罰金については、基本的には公安を含む法執行機関が裁判を経ずに徴収できる額は概ね10万元以下と規定されています（ただし、持ち込もうとした物品の金額で罰金等が計算される密輸の場合等を除く）。犯罪を構成すると判断され、刑事手続に移行した場合には、判決で罰金の額が決まります。

もし事案が発生し、警察官から現場で言い渡された罰金の金額に疑問がある場合には、法律上の根拠を必ず尋ねるよう心がけ、罰金を納付した旨が明らかになる書面を必ず入手するとともに、取扱いに疑問がある場合には、遅滞なく上級機関に不服申し立てするか、弁護士等にご相談下さい。

○日本語サービスが可能な弁護士事務所等リスト：

<https://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/consular/doc/kenkou0007.htm>

（1）旅券の携帯義務（中国出境入境管理法（以下「法」））

満16歳以上の外国人で中国に居留・在留している者は、本人の旅券又はその他の国際旅行証書、外国人居留・在留証書を携行し、公安機関の検査を受けなければならない。

中国国内に居留している外国人は、規定されている時間内に居留地の県級以上の地方人民政府公安機関に対し、外国人居留証書を提示して検査を受けなければならない。（第38条）

（右違反に対しては）警告、2,000元以下の罰金を科すことができる。（法第76条）。

（2）臨時宿泊登記

外国人が中国国内の旅館に宿泊する場合、旅館側は旅館業治安管理関連の規定に従って、当該外国人の宿泊事実を登記し、その登記情報を所在地の公安機関に対し報告しなければならない。

外国人が旅館以外のその他の住所に宿泊又は居住する場合、24時間以内に本人あるいは宿主が所在地の公安機関に対し登記手続きを行わなければならない。（第39条）

(右違反に対しては) 2, 000元以下の罰金を科すことができる。
(法第76条)

(3) 不法滞在 (外国人入国出境管理法、同実施細則)

外国人が不法滞在した場合には警告する。悪質な事案の場合には、1日につき500元、総額で1万元を超えない罰金あるいは5日間以上15日以下の拘留に処す。

保護者あるいはその他の責任を有する者が保護義務を怠り満16歳未満の外国人が不法滞在した場合、保護者あるいはその他の責任を有する者に対し警告するものとし、1, 000元以下の罰金を併科することができる。(第78条)

3. 防犯上の基本的注意事項

(1) 一般的治安情勢

一般的に、現在の中国の治安は比較的安定していると言えます。各地の公安機関も外国人の安全を重視しているため、中国は外国人が比較的安心して暮らすことができる国ではありますが、一方で経済格差の拡大等、社会に不安定な要素もあり、犯罪被害に遭わないためには相応の注意が必要と言えます。

(2) 邦人の犯罪被害の傾向

当館に寄せられた邦人からの被害相談の多くはスリ、置き引き、ひったくりといった窃盗犯罪ですが、その他殺人強盗等の重要凶悪事案や、傷害、詐欺、軟禁等の事案も発生しています。

(3) 犯罪被害防止・予防対策

ア バッグ等は目の届くところに置き、常に意識を向けるよう心掛ける。

(※) 食事や買物、商談中はどうしても注意力が散漫になりがちです。周囲に多数の友人・知人が居る中で被害に遭われたケースも多数ありません。荷物を座席の後ろに掛けたりせず、貴重品は身につけておくようにしましょう。また、子供によるスリ、置き引きにも注意してください。

イ 現金、旅券、携帯電話等の貴重品はできるだけ身に付ける。財布等をズボンの後ろポケットに入れず、混雑する場所では、バッグ等の取出口が直視できるように、身体の前面に持つ。

(※) 背中側にバッグ等を提げていると、バッグのファスナーを開けられたり、刃物で切り裂かれたりして、被害に遭うケースもあります。

現地の方がリュックサック等を身体の前面に掛けているのを見掛けると思いますが、これも有効な防犯対策の一つと言えます。

- ウ バッグは手提げ式を避け、ひったくりに遭いにくいように、肩掛け式のを袈裟懸けにする。また、荷物は車道側にさらさず、できるだけ歩道側に持つ。

(※) 背後から近寄って来た2人組のオートバイによる被害が圧倒的です。なお、万が一ひったくられた場合には、二次被害（バッグを離さないことで引きずられて怪我を負う）防止のため、早めに手を離すことも必要です。

- エ 混雑する場所では、できるだけ目立たない服装を心掛け、一見して外国人とわかるような格好は避ける。大金は持ち歩かない。多額の現金を支払う時は、周囲の者に気付かれないように工夫する。

(※) 犯人はどこで物色しているか判りません。一般的には、「外国人（日本人）＝お金持ち」と見られます。声高に日本語で会話することも、注意を要します。

- オ 短時間でも駐車中の車内に貴重品、荷物は置かない。また、走行中・駐停車中も必ず施錠する。

(※) 高速道路の休憩所やレストランの駐車場等において、ワイヤレス・キーを悪用した車上狙いが増加しています。また、渋滞中に近寄って来た犯人による強盗被害も発生しています。

- カ 夜間の一人歩きは避ける。外国人が立ち入らない場所へはできるだけ行かない。

(※) やむを得ず立ち入る必要がある場合には、事情を知っている人に同行してもらうようにしてください。「君子危うきに近寄らず」こそ、最大の防犯対策の一つです。

また、路上で倒れている人を親切心で助けようとしたら、逆に加害者とされるケースも発生していますので、注意が必要です。

- キ 見知らぬ相手、特に馴れ馴れしく日本語で話しかけてくる者がいても、容易に信用せず、誘いには乗らない。また現金や貴重品等が入ったバッグ類を預けない。

(※) 連れて行かれた先で強盗に遭うケースや、現金を騙し取られたりするケースも報告されています。なお、強盗に遭った場合には、相手は凶器を所持している場合が多いので、抵抗しないようにしてください。

- ク ホテル・マンション内に見知らぬ者が訪ねて来た場合は、ドアを開け

ず施設関係者にまず連絡する。

(※) 滞在先はセキュリティのしっかりしたところを選びましょう。

ケ 邦人が暴行や傷害を受ける事件も少なからず発生しています。その態様は様々ですが、飲酒時に店員や他の客と喧嘩になり暴行されるケースや、バスや地下鉄の乗車中に他の客とトラブルになり殴られるケース等が報告されています。中には、中国人のマナーの悪さに憤慨して注意したところ、逆に殴られたとの報告もありました。

(※) 日本での行動形態や常識をそのまま海外に持ち込むことは、自分の身を危険にさらすことにつながりかねません。日本の常識が通用しない海外であることを強く認識することが、こうした被害に遭わないようにすることにも繋がります。

コ 銀行のATMやタクシー内での偽札被害が発生しています。ATMで偽札が出てきた場合は、その場を離れずに直ちにATMに掲示されている連絡先に通報してください。また、「冠字号碼」との表記の含まれた掲示のあるATMでは、引き出した紙幣の番号を控える機能が備えられていますので、万が一の時は銀行に訴えることが可能です。

また、タクシー降車時に料金支払いのために100元札を渡したところ、「これは偽札だ」と言って返され、偽札にすり替えられるという事案が報告されています。タクシーに乗車する際は小額紙幣を準備し、トラブル回避に努め、降車時には忘れ物がないか必ず確認するようにしましょう。

サ 企業経営や労使関係に関するトラブルについての相談も当館に寄せられています。例えば、解雇した従業員に逆恨みされて暴行を受けたり、脅迫されたりする事案や、取引先企業との間で支払いを巡るトラブルが発生し、相手側の従業員が集団で事務所に押し掛けてきて、軟禁される事案も発生しています。

(※1) こうしたトラブルは、民事事件と表裏一体である場合が多く、公安が刑事事件としてなかなか取り合ってくれないといった相談もあります。公安に刑事事件として取り上げてもらうためには、相手の違法行為をビデオで撮影するなどして、客観的な証拠を提出することが有効な場合もあります。また、相手側へ安易に妥協案を提示したり、雇用契約に矛盾する条件を示したりすることは、かえって足元を見られ事態を複雑化させてしまうなど、得策と言えない場合が多いようです。

(※2) 何れにしても、平素から地元の政府関係当局と良好な関係を構築しておくとともに、トラブル発生の際には弁護士や政府関係当

局等ともよく相談して対応策を講じることが、事態の早期収拾に繋がります。

- シ 中国では、スマートフォンのアプリを用いた電子決済が広く普及しており、日常生活で現金を使用することはほとんどありません。アプリの不正アクセスによる被害を避けるため、信頼性の低い公衆Wifiに接続した状態で支払いを行わない、多額の金額をチャージしておかない、同アプリをインストールした携帯電話にはパスワードを掛けて紛失に備える等、使用には十分ご注意ください。なお、電子決済利用のためには原則として中国国内の銀行口座が必要であることから、一時的に滞在する外国人による利用は困難です。
- ス 取引先や上司になりすまして偽の電子メールやSNSを送って入金を促す詐欺で、所謂BEC (Business Email Compromise) の犯罪被害も中国国内で確認されています。メールにおいて「従来の口座が不正取引に利用されて凍結された。別の口座に送金してほしい。」「技術的な問題が発生しており、従来の口座が使用できない。」等の理由をつけて、振込先口座の変更を指示してくるようです。一度送金したお金を回収することは非常に困難ですので、いつもと違うメールが来た場合等には、改めて取引先や上司に確認する等の被害防止対策が必要となります。

(4) 犯罪被害に遭った際の措置

- ア 盗難を含む犯罪被害：被害発生地を管轄する公安局 (Tel：110番) に通報する。ホテル等で被害に遭った場合は、まず当該施設の警備部門、または外事部門を通じて通報し (直接公安局に通報することも可能)、その上で正式に公安局に被害を届け出る。
(※) 盗難保険や旅券の再発行を受けるためにも、公安局への届出が必要で、デパート、ホテルでの被害は、警備担当者にまず連絡して最寄りの公安局に通報してもらうとよい。
- イ キャッシュカード・クレジットカードの紛失：直ちにカード会社に連絡し、使用停止を届け出る。
- ウ 携帯電話の紛失：携帯電話会社に連絡し、使用中止を届け出る。
- エ 旅券の紛失・盗難：具体的な手続きは概ね以下のとおりです。
 - ① 被害発生地最寄りの派出所で紛失の届け出を行う。
 - ② 派出所を管轄する公安局管理部門で旅券の遺失証明書の発行を受ける。
 - ③ 当館 (広州市越秀区環市東路368号花園大厦2階、Tel：(02

0) 8334-3009)で旅券の紛失届け及び新規発給の手続を行う

- ④ 管轄の公安局出入境管理处（原則として居住地、紛失・盗難被害発生地を管轄する公安局）で中国の滞在または出国ビザを取得する。

○パスポート紛失の届出

<https://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/consular/doc/ps03.htm>

○パスポートの新規発給

<https://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/consular/doc/ps01.htm>

○帰国のための渡航書

<https://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/consular/doc/ps04.htm>

(5) 犯罪行為に巻き込まれないためには（特に注意を要するケース）

犯罪行為に巻き込まれるケースとして、知人や初対面の者から荷物の運搬を持ち掛けられて安易にこれに応じた結果、空港等で当該荷物の中に麻薬や文化財が入っていることが判明し、法禁止物所持や密輸出の疑いにより検挙される事例が発生しています。

中国では麻薬等薬物に関する犯罪は重罪であり、外国人に対しても例外ではなく、中国国内で日本人に対して死刑が執行された例もあります。

薬物使用や売買に関わらないことはもちろんですが、知り合いの依頼であっても中身の分からない荷物は預からない、他人に荷物の運搬を依頼されても引き受けない、友人であっても薬物の使用や取引のための場所を提供しない等、犯罪に巻き込まれないよう特に慎重に行動することが重要です。

ア 規制薬物・骨董品

① 規制薬物（覚せい剤、麻薬、MDMA、大麻、LSD等）

- ・ 上述のとおり、公安・司法機関は徹底的な検挙と厳罰をもって対処する方針をとっています。製造、所持、運搬、譲渡、輸出入等に対しては、死刑又は無期懲役を含む極めて重い刑が定められています。
- ・ 使用については、10日から15日以下の拘留又は2,000元以下の反則金（併科も可能）、悪質でない場合は5日以内の拘留又は500元以下の罰金となっていますが、それでも、使用に伴う所持や譲渡を併せて立件されることとなれば、死刑を含めた極めて重い刑に処される可能性が高いと言えます。

- ・ やせ薬等と称して覚せい剤を売りつけられ、覚せい剤と知らずに持ち出そうとして検挙されたと弁解する例もありますが、仮にそれが真相だったとしても、売主が姿を消していれば、裏付けることが不可能であり、結局、捜査機関や裁判所で弁解を受け入れてもらうことは困難であると思われます。

また、最近では麻薬を切手などに浸透させたものもあり、訳の分からないものは人から預からないことが重要です。

② 骨董品等

貴重文物を国外に持ち出すと、処罰（懲役刑、罰金等）の対象となります。古美術・骨董品等の文物を購入する場合には、海外への持ち出しが可能であることを証明する文書等を購入先から受け取っておく必要があります。

イ 売買春等

- ① 買春行為は、10日以上15日以下の拘留に加え、5,000元以下の罰金を科され、場合によっては国外退去となり、一定期間（原則として5年以内）入国禁止となる場合があります。中国では、いわゆる売春の客となる場合のみならず、対価を払って性的サービスを受ける行為は、広く買春として処罰されるので、いかがわしいマッサージ店やカラオケ店には立ち入らない等、特に注意が必要です。
- ② また、売春のあっせんや紹介等も犯罪とされていますので、売春に関する店の紹介や、売春代金の取りまとめなどを行った場合、懲役刑を科されるおそれもあります。
- ③ 更に、14歳未満の女子を買春した場合には、暴力や脅迫の有無を問わず強姦罪として3年ないし10年の懲役刑に処され、状況によっては無期懲役又は死刑となるおそれもあります。

ウ 「スパイ行為」と見なされる行為、国家機密窃取等

中国では、刑法、反スパイ法、軍事施設保護法、測量法（中国語で「測繪法」）等により「国家安全に危害を与える」とされる行為は、国家安全部門に長期間拘束され取り調べを受ける上、懲役などの刑罰を科されるおそれがあります。「国家安全に危害を与える」とされる行為は必ずしも明確ではなく、また、「国家機密」も明確な定義がないため、疑わしい行動を取らないよう注意する必要があります。たとえば、当人にとっては誰でも入手できると思っていた

中国政府の情報を持ち出し、国外の組織に提供することが「国家安全危害罪」とされ、厳罰に処されるおそれがあります。

「軍事禁区」や「軍事管理区」と表示された軍事施設は、軍事施設保護法により、許可なく立入ったり撮影すること等が禁止されていますので、特に注意する必要があります。

また、許可なく測量調査等を行うことは違法であり、GPSを用いた測量、温泉掘削などの地質調査、生態調査、考古学調査等に從事して地理情報を窃取すると、「国家安全に危害を与えた」として国家安全部（局）に拘束される可能性があります。

その他、統計法では外国人による無許可の統計調査が禁止されており、学術的なサンプル調査（アンケート用紙配布等）を実施する場合などでも、調査行為が法律に抵触することもあるので、共同調査を実施する中国側機関（学校等）と十分な打合わせが必要です。自らに悪意はなくても、「調査」と名の活動や、中国人からの「情報収集」には法令遵守につき、細心の注意が必要です。

4. 交通事故対策

（1）中国の交通事情

ア 中国では車両は右側通行で、赤信号時の右折可など、日本と交通規則が異なる上、車の信号無視、歩行者や自転車の無理な横断、整備不良車両の運行、高架道路での速度超過や無理な追い越しなどが頻繁に見られます。電動自転車が歩道を走行するケースもあり、青信号であっても十分注意するなど、自己防衛に努める必要があります。

イ 都市部の主要道路では、出退勤時間帯の慢性的な渋滞が発生しています。道路標識は日本のものと似ているので、比較的分かりやすいのですが、路面状況が悪かったり、路面が所々陥没している場所もありますので、歩行時においても注意を要します。

（2）交通事故防止

ア 歩行者や自転車の飛び出し、車両の急な車線変更、スピードの出し過ぎ等による事故が多く見られます。特に御自身で車を運転される方は、道路走行中、歩行者の飛び出しや夜間の無灯火車両（自転車を含む）にくれぐれもご注意ください。

イ 長距離バスや高速道路上での死傷事故も報告されています。長距離バスや高速走行中の車両の中では、運転手が急ブレーキを掛けても対応できるように意識し、たとえ短距離であっても、また、後部座席で

あっても、シートベルトを装着し、できる限り交通状況に注意を払う等して、事故発生時のダメージを最小限に食い止められるよう心掛けてください。

ウ 特に地方では、幹線道路の整備に伴いスピードの出し過ぎによる事故が散見されます。場所によっては、信号や標識等安全走行上不可欠なインフラが未整備であったり、工事中に必要な安全措置が講じられていなかったりする等の問題があるようです。地方出張で車両を利用する際は、運転手に対しスピードを出し過ぎない等交通ルールを遵守するよう指導し、安全対策を心掛けてください。

(3) 万が一に備えて

ア 在留邦人が交通事故で被害に遭った場合、我が国で被害にあった場合に比し、低く不十分な賠償しか受けられないおそれがあります。

イ 更に、事故後に日本において治療を受けようと思った場合、中国以外での高額な治療費が賠償責任の範囲に含まれない可能性もあります。事故の相手方が対応可能な保険に加入しておらず、賠償のための資力も十分ではない場合には、本来加害者が支払うべき賠償を受けることができず、被害者となった邦人がやむなく自ら治療費を負担せざるを得ないケースもあります。

ウ 万が一に備えて交通事故の被害も担保する海外旅行傷害保険に加入されることを強くお勧めします。

エ 事故の大小に関わらず、事故が発生した場合には必ず公安に届け出るようにしてください。

5. 邦人が中国で亡くなった場合には

以下は、万一、邦人が中国で亡くなった場合の基本的対処方法について記載したものですので、参考にしてください。

(1) 死亡の通報・報告関係

次の様な方面への通報が必要になります。

ア 家族（中国・日本）及び所属会社への通報

(※) 通報先等が不明であっても、亡くなられた方が当館に在留届を提出している場合には、届出情報等に基づき、当館から関係者に通報することが可能な場合もあります。なお、単身で居住されている方は、万一の場合に備え、常日頃から所属先や同僚に緊急の連絡先等を伝えておくことも一案です。

イ 当館への通報と相談

ウ 公安機関（外国人管理部門）への通報

(※) 外国人が死亡した場合、法規上、公安機関への通報が義務付けられています。また、後述の死亡証明書等の必要書類を受理するためにも公安機関への通報が必要です。

(2) 家族及び関係者の来訪関係

ア フライトの確保

イ 旅券の取得 (※) 家族等が旅券を所持していない場合は、当館または外務省（代表：電話（03）3580-3311）領事局海外邦人安全課に対し、旅券の緊急発給を依頼してください。

ウ 中国入国ビザの取得（15日を超える滞在の場合）

(※) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一般旅券を所持する日本国民に対する中国滞在15日（入国日を含む）までの査証免除措置については、2020年3月31日正午から暫定的に停止されています。

(※) 新型コロナウイルス感染症対策等のため、入国制限措置や入国に際しての条件・行動制限がとられていることがありますので、最新の情報を事前に御確認ください。

○海外安全ホームページ：

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(3) 遺体・遺骨を日本まで移送する手続

当地で亡くなられた方の遺骨もしくは遺体を日本に搬送するに際しては、複雑な手続が必要です。（海外旅行傷害保険に加入している場合には、搬送手続を代行・協力してくれる緊急移送会社への支払いに要する費用がカバーされる場合があります。亡くなられた方の海外旅行傷害保険加入の有無、加入している場合には、その内容の確認を行ってください。）

ア 遺骨

遺骨を日本に移送する手続の概要は次のとおりです。手続する地域によって異なることがありますので、必ず現地の係官の指示に従ってください。

順番	必要な手続	手続先
1	遺体が安置されている施設（殯儀館／病院）	

	に連絡をとり、今後必要となる書類、手続を確認する。 必要に応じ、当館にも連絡し、手続の進め方を相談する。(親族が来華できない場合は必ず一報をお願いします)	
2	亡くなられた方と手続を行う方の親族関係が明らかになる 戸籍謄本 を取得してから来華する。	本籍地役場
3	親族関係の証明書 を取得する(戸籍謄本が必要)	当館
4	「死亡医学証明書」 を取得する	病院または管轄派出所
5	遺体の火葬手続をおこなう。 「火化証明」 、 「出国証明」 を取得する。(通常火葬には2日程度必要)	殯儀館
6	①骨壺に対して 「遺骨証明」 の発行を受ける。 ② 「死亡医学証明書」 の謄本を取得する。 ③亡くなられた方の 旅券の失効処理 をする。	当館
7	(日本に帰国後) 死亡届 、 死亡医学証明書 、 同訳文 を提出する。	亡くなられた方の本籍地、届出人の所在地の役場または当館

イ 遺体

遺骨の搬送手続きでも述べたように、手続きする地域によって手続きが異なることがあります。必ず現地の係官の指示に従って対応してください。

順番	必要な手続	手続先
1	「ア 遺骨」の表、1～4と同じ。 ①遺体の保管場所に手続の確認、②親族関係を立証する 戸籍謄本 を取得、③当館で 親族関係の証明書 を取得、④ 「死亡医学証明書」 の入手	
2	航空会社に遺体の搬送について相談する。	航空会社

3	死亡公証書の発行を受ける。	公証処
4	①故人の旅券を失効させる。 ②死亡証明書の謄本を作成する。 ③「遺体証明書」の発行を受ける。	当館
5の1	納棺の手続きをし、遺体の搬送についての委託契約を結ぶとともに、「国際運尸証明」の発行を受ける。	殯儀館
5の2	遺体の衛生検疫を受け、「棺柩出境許可証明」を取得する。	各市衛生検疫部門
6	空港へ遺体を搬送し、通関手続きを受け、出国する。	空港

(4) 緊急移送会社

上記の手続きは煩雑ですので、緊急移送会社に委託するのも一案です。緊急移送会社は広州市内にも数社ありますが、どの会社にするかについては、保険会社等に相談してください。

6. 病気となった場合に備えて

(1) 海外旅行傷害保険への加入のお願い

中国で入院すると、期間や重症度によっては数百万円、時には数千万円の治療費がかかることがありますし、軽微な場合であっても相当額の治療費を請求されます。万が一に備え、海外旅行傷害保険への加入をお願いいたします。

なお、海外旅行傷害保険は渡航前に加入する必要があります。持病があっても、告知することで当該持病部分を担保しない形で加入が認められる場合がありますので、詳細は保険会社にご相談ください。

(2) 病院の探し方

日本人の方が多く居住する広州市及び深圳市には日本人向けのサービスを提供している病院・クリニックがあり、現地日系のフリーペーパーの広告等を参考にされるとよいでしょう。当マニュアル末尾にも病院の一覧を掲載していますので、参考にしてください。

(3) お酒の飲み過ぎにご注意ください

当地での会食では、「白酒（バイジュウ）」と呼ばれるアルコール度数が50度を超えるお酒が出されることがあります。白酒の飲み過ぎによる急性アルコール中毒や嘔吐したものが気管に詰まり死亡する事案が

発生しているほか、酩酊状態からパスポート等の貴重品を紛失する事例もあります。

酔いが後から回ることを想定して酒量を調整する等の配慮が必要です。なお、当事者が意識を失っている時は、速やかに病院に連れていく、また、当事者が寝込んでしまった時には、嘔吐したものが気管に詰まらないよう、仰向けでなく横向きに寝かせ、第三者が付き添う等、ご注意ください。

II 緊急事態への対応について

1. 緊急事態とは

一般的に不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な事件・事故、または感染症（新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の発生等のように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

2. 平素の心構え

(1) 在留届・「たびレジ」の提出

当館からの連絡が確実に入手できるよう、3ヶ月以上の滞在の方は在留届の登録を、3ヶ月未満の旅行を予定されている方は「たびレジ」登録を励行するとともに、緊急事態の発生時に連絡できるよう旅行日程、連絡先を日本のご家族等に必ず残してください。

○在留届・「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

(2) 旅券等の保管

旅券は、常に緊急事態の発生に際して使用可能な状態（旅券の有効期限、残ページ、ビザ有効期限等に留意）で保管（携帯）することが大切です。なお、旅券の紛失等に備え、使用する写真（及びデータ）や、旅券のコピーを旅券とは別に保管しておくことが必要です。

(3) 食料及び金銭等の用意

少なくとも2週間程度生活できる食料と金銭を常時用意しておくことや、緊急帰国が必要となった場合に備え、航空券の手配についてもあらかじめ検討しておくことをお勧めします。

3. 緊急時の情報収集等

(1) 情報収集等

緊急事態への対応で最も大切なことの一つに、正確な情報の入手が挙げられます。「正確な情報に基づいた迅速な対応」を行うためには、普段から、これらの情報をどのように入手することができるか、ということについて留意しておく必要があります。当館では、正確な情報を可能な限り速やかに発信・伝達することに取り組んでおり、具体的には次の手段で邦人の皆様にお伝えすることとしています。下記に加え、テレビやインターネット等の各種報道もご利用ください。

- ・ 当館ホームページへの情報の掲載
- ・ 在留届提出者に対する領事メール送信（在留届にメールアドレスを登録していない場合は領事メールが送達されませんのでご注意ください）。
- ・ たびレジ登録者に対するメール送信
- ・ 各地日本商工会、日本人学校等の連絡網を通じた伝達
 - ・ 在留届で登録された連絡先への連絡○NHKワールド・ジャパン：<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/>
 - NHKワールド・プレミアム 日本語サービス：
<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/japanese/>

（２）外務省より発出される海外安全情報

「海外安全情報」とは、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に関して日本の外務省より発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。危険情報では、下記枠内の４つのカテゴリーによる安全対策の目安があります。

レベル１：十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
レベル２：不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策を取ってください。
レベル３：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促

	すメッセージを含むことがあります)
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ、新たな渡航は止めてください。

(3) 「感染症危険情報」も危険情報の4段階のカテゴリーを使用して発出します。発出の目安及び発出の際に付記する感染症特有の注意事項例は次のとおりです。

【感染症危険情報 発出の目安】

レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めて下さい。	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

【感染症特有の注意事項例】

国民にとってわかりやすい情報とするため、4段階のカテゴリーごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を状況に応じて追加で付記します。次のものは代表的な例であり、実際の状況に応じて柔軟に注意事項を付記します。

「出国できなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」 ・商業便が運行停止となる等、出国できなくなる恐れがある場合等。
「現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」 ・現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。
「現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。」 ・WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。

(※) 海外の安全情報に関する問い合わせ先

○外務省 領事サービスセンター海外安全相談班

電話 (03) 3580-3311 (代) 内線2902、2903

時間 (9:00~12:30、13:30~17:00)

外務省の閉庁日を除く

○外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(4) 覚えておけば役立つ緊急時の中国語

基本 会 話	助けて！《暴漢に襲われた時など》	Jiù mìng ya! ジウ ミヤ! 救命呀!
	私は日本人（外国人）です。	Wǒ shì Rì běn rén (wài guó rén). ワー シー リーベンレン(ワイクオレン) 我是日本人(外国人)。
	私は〇〇と言います。	Wǒ jiào 〇〇. ワー ジャオ 〇〇 我叫〇〇。

	〇〇に住んでいます。	Wǒ zhù zài 〇〇. ヲー ジュー ザイ 〇〇 我住在〇〇。
盗 難 時	どろぼう！	(Zhuā)xiǎo tōu! (ジ ュア)シャトウ! (抓)小偷儿！
	財布をなくした。	Qián bāo diū le. チン バオ デ イウ 钱包丢了。
	パスポートをすられた。	Hù zhào bèi tōu zǒu le. フー ジャオ ベイ トウゾウ 护照被偷走了。
	公安局にとどけたいのですが。	Wǒ yào qù gōng ān jú bào àn. ヲー ヤオ チュイ ゴンアンジュ バオアン 我要去公安局报案。
	お金がありません、貸して下さい。	Wǒ méi yǒu qián, qǐng jiè géi wǒ qián. ヲー メイウ チン、チン ゲイ ヲー チン 我没有钱、请借给我钱。
	携帯がありません、(電話番号)に電話してください。	Wǒ méi yǒu shǒu jī, Qǐng bō dǎ diàn huà (番号) ヲー メイウ ショウジ、チン ホー ダー デ イエン ホア (番号) 我没有手机、请拨打电话 (電話番号)。
交 通 事 故 時	車にぶつかりました。	Wǒ bèi chē zhuàng le. ヲー ベイ チュー ジュアン 我被车撞了。
	警察を呼んでください。	Qǐng jiào jǐng chá. チン ジャオ ジンチャー 请叫警察。

	<p>けが人（重傷人）がいます。</p> <p>病院に行きたいです、病院に連れて行ってください。</p> <p>はやく救急車を呼んで！</p>	<p>Yǒu shòu (zhòng)shāng de rén. ヨウ ショウ(ジ ョン)シャンダ° レン 有受(重)伤的人。</p> <p>Wó xiǎng qù yī yuàn.、 Qǐng dài wǒ qù yī yuàn. ヲ シアン チュイ イ-ユン、チン ダイ ヲ チュイ イ-ユン 我想去医院、请带我去医院。</p> <p>Kuài jiào jiù hù chē ! クアイ ジャオ ジウ フー チー! 快叫救护车！</p>
<p>火 災 時</p>	<p>火事だ！逃げろ！</p> <p>非常口から逃げて！</p> <p>部屋にまだ人がいます。</p> <p>早く消防車を呼んでください！</p> <p>すぐに来てください！</p>	<p>Zháo huǒ le kuài pǎo! ジャオ フォラ クアイ パオ! 着火了！快跑！</p> <p>Cóng ān quán chū kǒu chū qù! ツォン アンチュイン チー-コウ チー-チュイ! 从安全出口出去！</p> <p>Wū lǐ hái yǒu rén. ウ-リー ハイヨウ レン 屋里还有人。</p> <p>Kuài jiào jiù huǒ chē! クアイ ジャオ ジウ フォ チー! 快叫救火车！</p> <p>qǐng mǎ shàng lái! チン マ-シャン ライ! 请马上来！</p>

4. マニュアルの準備

普段からの情報収集とともに大切なこととして、緊急事態発生に備えたマニュアルの作成を挙げることができます。もちろん緊急事態の態様や状況によって異なりますが、連絡先、物品の備蓄、近隣の病院、現金やカード等に関して、マニュアルを作成しておき、緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できるよう、普段からの心掛けが重要となります。

また、マニュアルは、職場と家庭を網羅したものが望ましく、関係者が常に共有しておくことが必要となります。

Ⅲ 緊急時の連絡先

【在中国各公館の連絡先と管轄地域】

○在広州総領事館（020）8334-3009（代表）
広東省、海南省、福建省、広西チワン族自治区

○在中国大使館（010）8531-9800（代表）
北京市、天津市、陝西省、山西省、甘肅省、河南省、河北省、湖北省、湖南省、青海省、新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、内蒙古自治区

○在上海総領事館（021）5257-4766（代表）
上海市、安徽省、浙江省、江蘇省、江西省

○在重慶総領事館（023）6373-3585（代表）
重慶市、四川省、貴州省、雲南省

○在瀋陽総領事館（024）2322-7490（代表）
遼寧省（大連市を除く）、吉林省、黒龍江省

○在瀋陽総領事館大連領事事務所（0411）8370-4077（代表）
大連市

○在青島総領事館（0532）8090-0001（代表）
山東省

○在香港総領事館（+852）2522-1184（代表）
香港特別行政区、マカオ特別行政区

【緊急時の連絡先】

○警察：110

○消防：119

○交通事故：122

○救急車 : 120 または 999

○番号案内 : 114

【医療機関及び医療事情】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/koshu.html>

【その他連絡先リスト】

○各地公安局連絡先 :

https://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/basicinfo/gz_gongan.pdf

○日本語サービスが可能な弁護士事務所等リスト :

<https://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/consular/doc/kenkou0007.htm>

在広州日本国総領事館

中国広東省広州市環市東路368号 花園大厦

郵便番号510064

代表電話 : (020) 8334-3009

ホームページ : https://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html